

規制影響分析書

1. 規制の名称

〔制度名〕 JISマーク表示制度における登録認証機関の登録有効期間

〔法律名〕 工業標準化法

2. 担当部局

産業技術環境局 基準認証ユニット 認証課 (課長名 片山 啓)

(関係省庁) 国土交通省総合政策局技術安全課、厚生労働省医薬食品局審査管理課、農林水産省消費・安全局表示・規格課

3. 公表日

平成16年11月17日

4. 規制の目的・内容

根拠条文 : 工業標準化の一部を改正する法律(平成16年法律第95号)による改正後の工業標準化法第28条第1項

目的・内容 : JISマーク表示制度を民間の登録認証機関によって実施する制度に改正するに当たって、登録の有効期間を4年とすることにより、登録認証機関の信頼性を確保しつつ、国際的なガイダンスとの整合性を図る。

5. 規制影響評価に係る事項

想定する選択肢		(選択肢1) 4年	(選択肢2) 3年以上4年未満	(選択肢3) 4年超え			計測指標
期待される効果 (望ましい影響)	登録認証機関の信頼性						-
	国際的なガイダンスとの整合性						-
想定される負担 (望ましくない影響)	実施に伴う行政の負担増						-
	登録認証機関の負担増						-

選択肢1より好ましい効果が増加(負担の軽減)すると考える場合には を、その逆の場合には を、選択肢1と同等の場合には を記述。

6. 各選択肢間の比較

登録認証機関の登録の有効期間の設定については、これを短く設定すると制度の信頼性は高まるものの、登録の更新審査に係る行政側及び登録認証機関側双方のコストは増大する。これを長く設定すると、更新審査に係るコストは低減するものの、信頼性の低下に伴い不適切な認証をするリスク等が高まり、事後措置に伴うコストが増加するおそれがある。認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議で定めた認証機関の認定に関する要求事項のガイダンスでは、認定の更新期間を4年とすることが推奨されている。これと整合させることにより、この制度の信頼性が国際的にも認知され得るものとなり、国際的なワンストップ・テストの実現を容易し、ひいては製品認証に関する社会的なコストの低減を図ることが容易になる。

7. その他

〔レビュー時期〕

認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議が定めた認証機関の認定に関する要求事項のガイダンスに定める更新期間が改訂されたとき。

注意事項

本分析書は、「経済産業省における規制影響分析(RIA)の試行実施に係る実施要領」に沿って試行的に作成したものであり、計測指標等について今後変更される可能性がある。